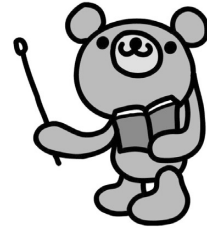


1 校内の関係者や関係機関との連絡調整

校内の関係者や医療・福祉等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを行います。



☆ポイント

- ・ 校内の関係者との連絡調整
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 保護者との関係づくり



Q2 校内の関係者との連絡調整役として、どのようなことをすればよいのですか。

- A. 学級、学年の枠をこえ、校内での特別な支援を必要とする児童生徒の共通理解や情報の共有化を図っていくことが大切です。次に、校内委員会の推進役として連絡調整を行います。校内委員会がスムーズに運営されるように、長期的、短期的見通しを持ちながら会議に望むことが大切です。

校内委員会においては、児童生徒の情報提供などの協議が円滑にできるように推進していきます。



Q3 関係機関との連絡調整役として、どのようなことをすればよいのですか。また、連携を図るとはどのようなことですか。

- A. 関係機関との連絡調整が必要になったときの窓口となります。校内の児童生徒についての情報を他機関から収集したり、情報交換を行います。その際は、保護者に説明し、理解を求めることが必要です。

また、医療機関や相談機関につなぐ場合は、結果のフィードバックやフォローアップ体制について事前に確認しておくことが大切です。



Q 4 関係機関との連携を図る上で、どのような点に留意すればよいですか。

- A. 関係機関と連携を図るということは、特別な支援を必要とする子どもを中心として、教育・医療・福祉等の担当者がそれぞれの立場でお互いの専門性を生かし、協力し合うことです。必要に応じて、医師による医学的な見地からの情報を得た上で、学校でできることのアドバイスを受けます。
- そのためにも、連携の目的や内容を事前に整理しておくことが大切になります。



Q 5 関係機関からの情報の収集は、どのようにすればよいですか。

- A. まず、自分たちが発達障害について学習することが大切です。その上で、どのような情報が必要なのかを明確にして収集することが必要です。
- その際、必ず保護者に説明し、理解を得るとともに、情報交換した内容は保護者と共通理解を図ります。
- 個人情報の取り扱いについては、個人情報保護の法律の定めに従い、個人情報の安全管理に取り組む必要があります。(高知県個人情報保護条例参照)



Q 6 どのような外部機関があって、どのような相談ができますか。

- A. 次ページの相談機関があります。連絡先は、巻末の⑪関係機関連絡先を参照してください。

	相 談 内 容	相 談 機 関
教 育 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育に係る制度に関すること ・ 障害のあるお子さんの就学に関すること ・ 特別支援学校、特別支援学級の教育課程に関する こと ・ 障害についての理解や指導及び支援に関すること 	高知県教育委員会特別支援教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の小中学校等における発達障害など特別な教 育的支援を必要とする児童生徒の指導及び支援に 関すること ・ 上記の相談・研修に関すること 	東部教育事務所 中部教育事務所 西部教育事務所
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達の遅れや障害のある幼児児童生徒の指導及び 支援に関すること ・ 小中学校の通級による指導、特別支援学級の指導 及び支援に関すること ・ 上記の相談・研修に関すること 	高知県教育センター特別支援教育担当 高知市教育研究所 特別支援教育班
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各特別支援学校が対象とする障害についての理解 や指導及び支援に関すること ・ 小中学校の特別支援学級の指導及び支援に関する こと ・ 上記の相談・研修に関すること 	高知県立盲学校 高知県立高知ろう学校 高知県立山田養護学校 高知県立日高養護学校 高知県立中村養護学校 高知県立高知若草養護学校 高知県立高知江の口養護学校
	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめや不登校をはじめ幼児児童生徒の悩みや子 どもの教育に関すること 	高知県教育委員会人権教育課 高知県心の教育センター 高知市教育研究所 教育相談班
医 療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達について医学的な診療や診断に関すること 	高知県立療育福祉センター 高知大学医学部附属病院
そ の 他 の 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの行動や性格に関すること ・ 不登校・学習の遅れ・養育の困難・虐待など子育て 全般に関すること 	市町村の児童家庭相談担当部署 又は、高知県立中央児童相談所 高知県立幡多児童相談所 高知県立療育福祉センター
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校や問題行動など、子どもの発達にともなう メンタルヘルスに関すること ・ 子育てや虐待など子育てに関する保護者のメンタ ルヘルスに関すること 	高知県立精神保健福祉センター
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の推進や生活保護に関すること、子ども の発達や子育て、精神保健福祉など、福祉・保健・ 医療に関する相談や支援に関すること 	高知県安芸福祉保健所 高知県中央東福祉保健所 高知県中央西福祉保健所 高知県須崎福祉保健所 高知県幡多福祉保健所
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの発達や子育て、精神保健福祉などに関する こと 	高知市保健所 健康づくり課